

入札公告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年9月16日

川崎市病院事業管理者 伊藤 大 輔

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階 電話044-200-2100
- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/830-1/category/345-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)
- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。
イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。
(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 入札及び開札について
ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。
川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（川崎市川崎区宮本町1番地）本庁舎16階
イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。
なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。
ウ 入札保証金は免除します。
エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価

格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「発注情報詳細」及び「川崎市病院局入札契約に関する共通事項（工事・病院局・一般競争入札）」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院医療機能再編整備改修その2工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	履行期間	契約の日から令和10年11月30日まで
競争参加資格		(1)川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8)建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(病院局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9)監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(病院局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
申込締切日		令和8年9月30日(水)まで受付けます。

予定価格	未定
入札保証金	免除とします。
最低制限価格	設定します。
郵便入札締切日	令和8年11月2日(月)必着
開札日	令和8年11月5日(木)午前10時00分

(案件2)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院医療機能再編整備改修電気設備その他その2工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	履行期間	契約の日から令和10年11月30日まで
競争参加資格		(1)川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3)次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (4)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5)令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8)電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(病院局所定の様式)を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9)監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」(病院局所定の様式)を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
申込締切日		令和8年9月30日(水)まで受付けます。

予 定 価 格	未定
入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	令和8年11月2日(月)必着
開 札 日	令和8年11月5日(木)午前11時00分

(案件3)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院医療機能再編整備改修空気調和設備その他その2工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	履行期間	契約の日から令和10年11月30日まで
競争参加資格	本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 特定JVの資格条件 ア 全ての構成員に必要な条件 （ア）川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 （イ）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 （ウ）次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 a 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 （エ）有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 （オ）本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。 イ 特定JVの代表者に必要な条件 （ア）令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。 （イ）管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 （ウ）監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、建設業法第26条第3項ただし書及び同項第2号により専任義務を緩和する場合（以下、「専任特例2号」という。）の監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ウ 特定JVの構成員2に必要な条件 （ア）令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 （イ）令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 （ウ）「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 （エ）管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 （オ）主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。	

	(2) 単体企業の資格条件 上記(1)ア「全ての構成員に必要な条件」及び上記(1)イ「特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たしていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、(1)イ(イ)については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ(ウ)については主任技術者でも可とします。
申 込 締 切 日	令和8年9月30日(水)まで受付けます。
予 定 価 格	未定
入 札 保 証 金	免除とします。
低 入 札 調 査 基 準 価 格	設定します。
郵 便 入 札 締 切 日	令和8年11月2日(月)必着
開 札 日	令和8年11月9日(月)午前10時00分
そ の 他	(1) 病院局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細(総合評価特別簡易型)」及び「川崎市入札契約に関する共通事項(工事・病院局・総合評価一般競争入札)」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 本工事の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。特定工事請負契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。